

公共鹿第391号  
平成27年8月10日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長

公立学校共済組合員証等の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり貴所属の組合員へ周知をお願いします。

記

1 組合員証等の再交付について

組合員証等は組合員及び被扶養者の資格を証明するものであり医療費の負担割合を示す大切なものです。

最近、不注意による組合員証等の紛失が増えていますので、組合員証等の取扱いには十分注意してください。

また、組合員証等を紛失した場合には、組合員証等再交付申請書〔整理番号8〕により申請してください。

併せて、経年劣化等により組合員証等の記載事項が読み取れなくなった場合についても、同様に再交付申請をしてください。

2 限度額適用認定証の返納について

限度額適用認定証（以下「認定証」という。）は、医療機関等で高額療養費の現物給付を受けるために必要なものですが、認定証に記載された有効期限が到来したとき、または、認定証がなくなつたときには、当共済組合へ返納してください。

特に、平成26年12月以前に交付された認定証（所得区分がAまたはBと記載されているもの）については、平成27年1月からの高額療養費制度の変更に伴い、現在は使用することができませんので、速やかに返納をしてください。

※ 認定証を返納する際には、任意の様式に返納の旨を記載の上、送付してください。

※ 返納すべき認定証を紛失しているときは、組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕を提出してください。

※ 認定証の返納後、再度、認定証が必要になった場合は、限度額適用認定申請書〔整理番号40〕を提出してください。

〒 890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
公立学校共済組合鹿児島支部  
年金給付係 担当 川口

TEL : 099-286-5220

FAX : 099-286-5663